

# 地方自治法施行規則等の一部を改正する省令の概要

## 1. 改正理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）により、地方自治法（昭和22年法律第67号）において、地方議会に関連する手続について一括してオンライン化を可能とする規定及び指定公金事務取扱者制度に係る規定が新設されたことに伴い、地方議会に関連する手続をオンラインで行う場合の具体的方法及び歳入等の収納に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者が納入義務者から当該歳入等の納付を受ける方法を定める等所要の規定の整備を行うとともに、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体における公共工事に要する経費について前金払をすることのできる割合の特例を定めた規定を削除することとするため、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）、市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成17年総務省令第43号）及び地方自治法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（令和3年総務省令第86号）を改正するもの。

## 2. 改正概要

住民から地方議会に対する請願書の提出、地方議会から国会に対する意見書の提出等の地方議会に関連する手続をオンラインで行う場合の具体的方法を定める。

指定公金事務取扱者に公金事務を委託したときの告示事項、歳入等の収納に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者が納入義務者から当該歳入等の納付を受ける方法、その性質上その収納に関する事務を委託することが適当でない歳入等を定める。

東日本大震災による被害を受けた地方公共団体における公共工事に要する経費について前金払をすることのできる割合の特例を定めた規定を削除する。

## 3. 施行期日等

公布日：令和6年1月19日

施行期日：令和6年4月1日